

公益財団法人日本幼少年体育協会役員等の報酬の支給の基準

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本幼少年体育協会（以下「協会」という。）の定款に準拠し、評議員会の決議に基づき理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬、手当及び交通費について、定めたものである。

(常勤役員に対する報酬)

第2条 常勤の理事に対しては、総額8,000,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

2 報酬算定根拠（月額）

(1) 基本となる月額報酬

計算式（職員基本給＋部長相当役職手当）×2.0（理事10割増し）

計算 150,000円＋70,000円×2.0＝440,000円

（注；職員基本給は、東京都最低賃金に準拠して算定される。）

(2) 時間給の計算式

440,000円÷158（1ヶ月の所定勤務時間）＝2,785円

(3) 週給の計算；年平均週5日以上勤務

2,785円（時給）×8時間／日×5（週5日、月4週）

＝111,400円

(4) 月額の計算

2,785円（時給）×8時間／日×20（週5日、月4週）

＝444,560円

(5) 年額の計算

111,400円×52週／年＝5,792,000円

3 報酬は、毎月25日振込により支給する。

4 交通費は実費を支給する。

(非常勤役員に対する報酬)

第3条 非常勤の役員が理事会、評議員会に出席した場合における日当及び交通費は以下のとおりとする。

(1) 日当；7,000円

(2) 交通費；実費額

2 日当算定根拠

平成26年東京都最低賃金（888円）の8時間分

（平成26年10月の例 7,104円；7,000円とする。）

3 日当は、理事会、評議員会終了後現金により支給する。

4 交通費は、実費の請求書に基づき、日当と共に支給する。

(評議員に対する報酬)

第4条 評議員への日当及び交通費は以下のとおりとする。

- (1) 日当；7,000円
 - (2) 交通費；実費額
- 2 日当算定根拠
平成26年東京都最低賃金(888円)の8時間分
(平成26年10月の例 7,104円；7,000円とする。)
- 3 日当は、理事会、評議員会終了後現金により支給する。
- 4 交通費は、実費の請求書に基づき、日当と共に支給する。

付則

この基準は、平成25年9月26日より施行する。

この基準の名称

平成25年12月10日公益財団法人としての認定を受けたため、同日付けで名称を一般財団法人日本幼少年体育協会から公益財団法人日本幼少年体育協会とした。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。